

新潟市老人憩の家指定管理者の指定について (西区所管10施設)

1 目的

平成15年6月13日法律第81号で改正された地方自治法（昭和22年法律第67号）により、公の施設の指定管理者による管理が認められた。

このことにより、西区内の老人憩の家10施設については平成17年4月から、指定管理者による管理（3年毎）としてきたところである。このたび平成26年4月1日から平成29年3月31日までの指定管理期間の終了に伴い、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの西区10施設の管理を指定管理者に委ねたい。

そこで、新潟市老人憩の家条例第15条第2項に適合すると認められる地元老人クラブ関係団体から、該当する施設ごとに「新潟市老人憩の家指定管理者指定申請書」及び事業計画書等の提出を受け、「新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議」において書類を精査し選考を行なった結果、別紙のとおり当該施設の指定管理者候補者を選定した。

選定した各団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項により、指定に関する議案を議会に提出するものである。

2 提出議案

別紙（案）のとおり

3 根拠法令等

地方自治法第244条の2

新潟市老人憩の家条例第14条、第15条

4 議案等の提出

平成28年12月議会に議案提出